

第 1 回検討会における主な議論

<体罰禁止の趣旨・目的>

- 子どもの権利条約でも述べられているが、子どもの権利を守るための取組だというところから出発することが必要。
- 色々な体験が子どもの成長・発達を損なうのだという視点が大事。

<体罰の範囲>

- 国連子どもの権利委員会の、どんなに軽いものであっても、全ての体罰を明示的かつ完全に禁止するというところを、この検討会の中での共通認識とし、ガイドラインに明記すべき。
- 体罰「等」とついていてところで、ネグレクトや心理的虐待、暴言、DVも少し視野に入れたほうがいい。性的虐待やネグレクト、心理虐待も、暴言や心理的などところが体罰に至り、体罰から心理的などところまで両方相互に行われることがある。
- 暴言等、心理的虐待、あるいは心理的な攻撃についても許容されないことを明記すべき。
- 親権者等の体罰禁止により法的には全ての人による体罰が許されなくなることを明記すべき。そもそも懲戒権がない方については体罰も許容する余地はないのだから、懲戒権を持つ親権者等について禁止されれば、全面的に禁止されます。みんなが体罰をしてはいけないということを社会に明確にメッセージを送ることが非常に大切。

<体罰等によらない子育てのための方策>

(広報・周知啓発について)

- 体罰によらない子育てをするための情報提供として、愛の鞭ゼロ作戦のリーフレットの活用、新規にわかりやすいツール作成、母子手帳に記載、母子手帳配布時や定期健診時に伝える、両親学級や子育て講座などで情報提供、ひろば・相談しやすい場づくりなどが重要。
- 親のみならず一般の支援者が共通認識を持って支援に当たっていただくために国民全体への広報、PRをお願いしたい。

- 社会で暴力をなくして育てるということを強力に進めていかないと親も苦しいと思う。社会が理解してくれると親も優しくなれるというところもある。
- 教育の中でしっかりと体罰防止を盛り込んでいただきたい。

(保護者への支援について)

- やっちゃいけないとわかっているもついやってしまう親御さんたちへのサポートとして、親子に関わる色々な職種の観点からの親御さんへのアドバイスやサポート体制がガイドラインに盛り込まれるといい。
- 体罰をしてしまった親がどうしたら暴力や感情的な言葉を用いず育児ができるのかというところに焦点を当てていただきたい。愛着形成をするにはこんな方法がありますよということも知っていただきたい。
- 体罰などを使わなくてどうすればいいのかという点は、もう少し色々な知見なども参考にしながら作る必要があるようにも思っているので、いいものをつくるために必要なプロセスをぜひ組んでいただきたい。
- 子どもの心を育む上でしつけの部分も重要かと思うが、しつけはどのようなものかとか、子どもの心を育むにはどのような形の教育がいいのかという定義なども、あわせてガイドラインに盛り込まれるといい。
- 既に暴力をしてしまった方へのプログラムの他に、そうではない時期から学べるような予防的なプログラムがあるといい。例えば、日常の中に使えるような、なるべく身近な人たちのほうがやれるようなもの。
- 色々なプログラムがあるが、必要な方々に届いていない。充実したプログラムを広くという方向も大事だが、もう少し簡易なよりアクセスしやすいプログラムがあるいい。モデル厚労省のほうでつくっていただいたりするとよい。
- まずは入り口として、簡単に親が読めたり、それを使って支援者の方が説明したりというのができて、そこから具体的な色々なプログラムの中から、私はこれが合っているかなということで学べるような感じになるといい。

(支援者への支援について)

- 親だけでなく親を支える支援者も含めて、多職種連携も含めて、色々なところでの取組も今後どうやっていけるかというところを考えていきたい。
- 保健師や要対協に関わっていく人たちが連携していけるよう、体罰に関する意識や範囲を伝えていく取組が最初に必要。
- 子どもの権利を、権利条約を含めて、関係者が学ぶ機会をしっかりと押さえられるといい。

(子どもへの啓発・意見表明について)

- 子ども自身が体罰・暴力を受けることが当たり前ではないことを学ぶことや、意見表明支援も大事。
- 啓発の対象には子どもも含むので、子どもを対象にしたガイドライン等も作成すべき。

<その他>

- ガイドラインを作っただけで終わるのではなく、指標を意識しながら、それに基づきデータを集め、施策を検証するという形にしていく必要がある。